写

事　務　連　絡
平成３０年１２月２１日

各医療機関　管理者　様

京都府健康福祉部医療課医務・看護担当

平成３０年度有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の
実施について（厚生労働省第２次補正予算に係る事前調査）

件名の事業については、平成３０年３月１６日付け３０医第１８８号及び平成３０年５月２８日付け３０医第４２２号で通知したところですが、この度、平成３０年度厚生労働省第二次補正予算（案）に同事業が盛り込まれる見込みとなり、その必要経費等に係る事前調査を実施することとなりました。

つきましては、平成３０年度事業（平成２９年からの繰越分含む）に申請をしておらず、かつ、平成３０年度にスプリンクラー等整備計画がある場合は、下記により回答いただきますようお願いします。

この照会は、上記補正予算（案）を受けて、補助金所要見込額を事前に調査するものです。国における補正予算（案）の審議等により、事業が実施されない場合や、事業内容が変更となる可能性がありますので、予め御了承ください。また、補正予算（案）の成立後、後日、関係書類の提出を依頼することとなりますので、御承知おきください。

記

１　回答期限
平成３０年１２月２６日（水）（必着のこと）

２　書　　類
（１）連絡票（別紙）
（２）事業計画書

３　提出方法
医療課メールアドレス（iryo@pref.kyoto.lg.jp）あて提出
※ メール送信の件名を
【(医療機関名)】スプリンクラー等の事業計画（回答）としてください。
※ 事業実施予定のない医療機関におかれましては、提出不要です。

４　その他
様式及び要綱等については、「京都健康医療よろずネット」の京都府からのお知らせ欄に掲載しております。

書類提出・問い合せ先	住　所	〒６０２－８５７０ （専用郵便番号）
	担　当	医療課 医務・看護担当
	電　話	075-414-4746

（別紙） 連絡票

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

医療機関名		担当者職・氏名			
メールアドレス		TEL		FAX	

様式2（個表）

施設整備事業計画書

事業区分	（12）有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業
施設の種別	

団体名（開設者）	施設名	所在地

1．整備事業計画等の概要

整備事業期間	全体事業 着工　年 月 日　～　竣工　年 月 日		補助対象部門に係る当該年度予定事業 着工　年 月 日　～　竣工　年 月 日	
許可病床数		有床の場合、病床数	構造の種類（主たる構造）	
消防機関による承認を得た（消防法令の設備基準に沿った）整備計画となっている				

2．整備事業の概要

＜スプリンクラー＞　※複数の棟の申請を行う場合には、棟ごとに記載（適宜行を追加すること）

施設名（棟名）	整備するスプリンクラー等				施設全体の病床数（床）	延べ床面積（㎡）	主な診療科
	整備内容（種別）	整備面積（㎡）	対象経費の実支出額（円）	病床数（床）			

＜自動火災報知設備及び火災通報装置＞

整備区分	火災通報装置の場合、選択	整備面積（㎡）	対象経費の実支出（予定）額（円）	病床数（床）	施設全体の病床数（床）	延べ床面積（㎡）	主な診療科
自動火災報知設備（※）	－	－					
火災通報装置		－					

（※）自動火災報知設備については、消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）（平成26年3月28日消防予第118号）
4（2）に該当している施設が自動火災報知設備を整備する場合

3．補助申請額

＜スプリンクラー＞

施設名（棟名）	実支出（予定）額（円）（A）	対象整備面積（㎡）（B）	基準単価（C）	補助基準額（円）（D）=（B）×（C）	補助申請額（円）（A）・（D）の少ない方の額（千円未満切り捨て）
			17,500円/㎡		
			17,500円/㎡		
			17,500円/㎡		

＜自動火災報知設備及び火災通報装置＞

整備区分	実支出（予定）額（円）（A）	補助基準額（円）（B）	補助申請額（円）（A）・（B）の少ない方の額（千円未満切り捨て）
自動火災報知設備		1,030,000円	
火災通報装置		310,000円	

様式2（個表）

施設整備事業計画書

記入例

事業区分	（12）有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業
施設の種別	有床診療所

団体名（開設者）	施設名	所在地
医療法人〇〇	〇〇診療所	〇〇市〇〇3－4－5

1．整備事業計画等の概要

整備事業期間	全体事業				補助対象部門に係る当該年度予定事業			
	着工	H30.9.1	～	竣工 H31.2.1	着工	H30.9.1	～	竣工 H31.2.1
許可病床数	有床		有床の場合、病床数	19床	構造の種類（主たる構造）	鉄筋コンクリート造		
消防機関による承認を得た（消防法令の設備基準に沿った）整備計画となっている					〇			

2．整備事業の概要

＜スプリンクラー＞ ※複数の棟の申請を行う場合には、棟ごとに記載（適宜行を追加すること）

施設名（棟名）	整備するスプリンクラー等				施設全体の病床数（床）	延べ床面積（㎡）	主な診療科
	整備内容（種別）	整備面積（㎡）	対象経費の実支出額（円）	病床数（床）			
〇〇診療所	1.通常型スプリンクラー	850.0㎡	14,875,000円	19床	100床	900.0㎡	内科

＜自動火災報知設備及び火災通報装置＞

整備区分	火災通報装置の場合、選択	整備面積（㎡）	対象経費の実支出（予定）額（円）	病床数（床）	施設全体の病床数（床）	延べ床面積（㎡）	主な診療科
自動火災報知設備（※）	－	－	－	－	－	－	－
火災通報装置	非常通報装置機能 無し	－	390,000円	19床	100床	900.0㎡	内科

（※）自動火災報知設備については、消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）（平成26年3月28日消防予第118号）
4（2）に該当している施設が自動火災報知設備を整備する場合

3．補助申請額

＜スプリンクラー＞

施設名（棟名）	実支出（予定）額（円）（A）	対象整備面積（㎡）（B）	基準単価（C）	補助基準額（円）（D）=（B）×（C）	補助申請額（円）（A）・（D）の少ない方の額（千円未満切り捨て）
〇〇診療所	14,875,000円	850.0㎡	17,500円/㎡	14,875,000円	14,875,000円
			17,500円/㎡		
			17,500円/㎡		

＜自動火災報知設備及び火災通報装置＞

整備区分	実支出（予定）額（円）（A）	補助基準額（円）（B）	補助申請額（円）（A）・（B）の少ない方の額（千円未満切り捨て）
自動火災報知設備	－		円
火災通報装置	390,000円	310,000円	310,000円

（別添）

［厚生省発医第１３７号
昭和５４年７月２７日
最終改正厚生労働省発医政０５０９第５号
平成３０年５月９日］

医療施設等施設整備費補助金交付要綱

（通　則）

１　医療施設等施設整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成１２年厚生省労働省令第６号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

２　この補助金は、へき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とする。

（交付の対象）

３　この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第５条第１項に基づく実施方針を定めて実施する同法第２条第４項に定める選定事業について、同法第２条第５項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。ただし、東京都が設置する施設の整備事業（(８)、(９)、(10)、(12)、過疎地域自立促進特別措置法（平成１２年法律第１５号）第１６条第１項第１号及び離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第１０条第１項第１号に基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。

（１）へき地診療所施設整備事業

平成１３年５月１６日医政発第５２９号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づいて実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。（以下同じ。））及びその医師住宅等の新築、買収、増築、改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に係る施設整備事業

イ　次に掲げる者が行うへき地診療所及びその医師住宅等の新築、買収、増築、改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に係る施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等（地方独立行政法人、特別区及び地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）　(イ)日本赤十字社　(ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会
(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(２) 過疎地域等特定診療所施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業

イ　市町村等が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(３) へき地保健指導所施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行うへき地保健指導所の指導部門及びその保健師住宅の施設整備事業

イ　市町村等が行うへき地保健指導所の指導部門及びその保健師住宅の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(４) 研修医のための研修施設整備事業

平成６年６月２３日健政発第４９５号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院、私立歯科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う研修棟の施設整備事業

(５) 臨床研修病院施設整備事業

平成７年７月２７日健政発第６０６号厚生省健康政策局長通知「臨床研修病院研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う臨床研修病院の施設整備事業

(６) へき地医療拠点病院施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業

イ　都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(７) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業

平成１４年２月８日医政発第０２０８０１０号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修病院研修医環境整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学

附属病院又は臨床研修病院の開設者（市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う医師臨床研修病院研修医環境整備事業に対し、都道府県が補助する事業

（８）離島等患者宿泊施設施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業

イ　次に掲げる者が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等（イ)日本赤十字社（ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会（オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

（９）産科医療機関施設整備事業

平成２１年４月１日医政発第０４０１００７号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行う産科医療機関施設整備事業

イ　次に掲げる者が行う産科医療機関施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等（イ)日本赤十字社（ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会（オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(10) 分娩取扱施設施設整備事業

平成２１年４月１日医政発第０４０１００７号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行う分娩取扱施設施設整備事業

イ　次に掲げる者が行う分娩取扱施設施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等（イ)日本赤十字社（ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会（オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(11) 死亡時画像診断システム等施設整備事業

平成２２年３月３１日医政発０３３１第１７号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行う死亡時画像診断システム等施設整備事業

イ　次に掲げる者が行う死亡時画像診断システム等施設整備事業に対し、都道

府県が補助する事業
(ア)市町村等 (イ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(12) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業
平成２６年３月７日医政発０３０７第３号厚生労働省医政局長通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。
ア　都道府県が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業
イ　次に掲げる者が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業
(ア)市町村等 (イ)医療法人 (ウ)社会福祉法人
(エ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(13) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業
平成２６年３月２０日医政発０３２０第２５号厚生労働省医政局長通知「南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。
ア　都道府県が行う南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業
イ　次に掲げる者が行う南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業に対して都道府県が補助する事業
(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会
(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会
(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(14) 院内感染対策施設整備事業
平成２１年３月３０日医政発第０３３０００９号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」に基づき、医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条の規定に基づき許可を受けた病院及び有床診療所、又は同法第８条の規定に基づき届出をした有床診療所の開設者（市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う院内感染対策施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(交付の対象外費用)
4　この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。
(１) 土地の取得又は整地に要する費用
(２) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
(３) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
(４) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
(５) その他の整備費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

5　この補助金の交付額は、次の（１）から（７）により算出された額とする。

ただし、施設ごとに算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

（１）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業

（１）ア　都道府県が行うへき地診療所の施設整備事業

（２）ア　都道府県が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業

（３）ア　都道府県が行うへき地保健指導所の施設整備事業

（４）研修医のための研修施設整備事業

（５）臨床研修病院施設整備事業

（６）ア　都道府県が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業

（８）ア　都道府県が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業

（９）ア　都道府県が行う産科医療機関施設整備事業

（10）ア　都道府県が行う分娩取扱施設施設整備事業

（11）ア　都道府県が行う死亡時画像診断システム等施設整備事業

（13）ア　都道府県が行う南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業

ア　次の表の第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第４欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（２）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業

（６）イ　都道府県が補助するへき地医療拠点病院の施設整備事業

ア　次の表の第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して、もっとも少ない額に２分の１を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（３）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業

（７）医師臨床研修病院研修医環境整備事業

（８）イ　都道府県が補助する離島等患者宿泊施設施設整備事業

ア　次の表の第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に３分の２を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（４）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業

（１）イ　都道府県が補助するへき地診療所の施設整備事業

（３）イ　都道府県が補助するへき地保健指導所の施設整備事業

（９）イ　都道府県が補助する産科医療機関施設整備事業

（10）イ　都道府県が補助する分娩取扱施設施設整備事業

（11）イ　都道府県が補助する死亡時画像診断システム等施設整備事業

（13）イ　都道府県が補助する南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業

（14）院内感染対策施設整備事業

ア　次の表の第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第４欄に掲げる補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

（５）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業

（２）イ　都道府県が補助する過疎地域等特定診療所の施設整備事業

ア　次の表の第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に４分の３を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に３分の２を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（６）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業

（12）ア　都道府県が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

ア　次の表の第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

（７）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業

（12）イ　都道府県が補助する有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

ア　次の表の第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
へき地診療所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 (ｱ)5床以下 240㎡ (ｲ)6床以上 760㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師住宅 (3) 看護師住宅	2分の1	1か所につき 1,000千円
	へリポート1か所当たり 72,614千円	へリポート整備に必要な工事費又は工事請負費		―
過疎地域等特定診療所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 160㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	過疎地域等特定診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修（既存の過疎地域等特定診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師又は歯科医師住宅 (3) 看護師住宅	2分の1	1か所につき 2,500千円 （ただし、改修の場合については、1,000千円）
へき地保健指導所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 指導部門と住宅部	へき地保健指導所として必要な次の各部門の新築に要する工事費又は工事請負費 (1) 指導部門	3分の1（ただし沖縄県にあっては2分の	1か所につき 1,666千円 （ただし、沖縄県にあっては、2,500千円）

	門との併設の場合 120㎡ (2) 指導部門のみの場合 70㎡ (3) 住宅部門のみの場合 50㎡	(問診室、診察室、事務室、面談指導室、図書室、計測室、検査室、集団指導室、待合室) (2) 住宅部門 (保健師住宅)	1)	
研修医のための研修施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 新築の場合 研修医数×30㎡ (ただし、1,000㎡を限度とする。) (2) 増築、改築の場合 新築の場合に準じて算出した面積 (ただし、既存面積と増築、改築面積との合計面積は、新築の場合に準じて算出した面積を超えることはできない。)	研修棟として必要な次の各部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 講義室、討議室、図書・視聴覚部門(視聴覚室、図書閲覧室、コピーサービス室)、仮眠室、管理部門(管理室、更衣室、廊下、便所等)、倉庫等	2分の1	1か所につき 1,000千円
臨床研修病院施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 500㎡	臨床研修医に対する研修環境の充実を図るため外来診療棟の拡充整備に係る新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 ただし、研修課程に基づき臨床研修を実施している診療部門及び診療科とする。 (1) 外来診療部門 (内科、精神科、小児	2分の1	1か所につき 1,000千円

		科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科及び放射線の診察室) (2) 救急診療部門 (診察室、処置室) (3) 総合診療部門 (総合外来診察室) (4) 在宅医療部門 (在宅医療指導管理室) (5) 病歴管理室等		
へき地医療拠点病院施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 診療部門 1,000㎡ (2)医師住宅 1戸当たり 80㎡ (ただし2戸を限度とする。)	へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 検査、放射線、手術部門 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等) (2) 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) (3) 医師住宅	2分の1	1か所につき 2,500千円
医師臨床研修病院研修医環境整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 研修医数×20㎡	臨床研修医の研修環境、生活環境の充実を図るために必要な宿舎の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (バルコニー、廊下、階段等共通部分を含む。)	3分の1	—
離島等患者宿泊施設施設整	次に掲げる基準面積に278千円を乗じた額とする。 基準面積	離島等患者宿泊施設として必要な新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	3分の1	—

備事業	室数×40㎡ （ただし、８室を上限とし、かつ、改修の場合は厚生労働大臣が必要と認めた額とする。）			
産科医療機関施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 診療部門　194㎡ (2) 宿泊施設 室数×40㎡ （ただし２室を限度とする。）	産科医療機関として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療部門 （分娩室、病室等） (2) 宿泊施設	２分の１	1か所につき 1,000千円
分娩取扱施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 分娩室、病室、入所室等　194㎡ (2) 宿泊施設 室数×40㎡ （ただし２室を限度とする。）	分娩取扱施設として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 分娩室、病室、入所室等 (2) 宿泊施設	２分の１	1か所につき 1,000千円
死亡時画像診断システム等施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積　60㎡	死因究明のための解剖の実施に必要な施設及び死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	２分の１	－
有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とする。 対象面積1㎡当たり基準単価 17.5千円	スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む）整備のために必要な工事費又は工事請負費	定額	－
	自動火災報知設備を新設する場合	自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工		

	1施設当たり1,030千円	事請負費		
	火災通報装置を新設する場合 1施設当たり310千円とし、非常通報装置としての機能を併せ持つものを整備する場合は68千円を加算する。	火災通報装置整備のために必要な工事費又は工事請負費		
南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業	へき地医療拠点病院 258,452千円	へき地医療拠点病院の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費	2分の1	—
	へき地診療所 14,816千円	へき地診療所の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費		
院内感染対策施設整備事業	1室当たり12,345千円とし、空調設備(空気清浄度クラス1万以上)を整備する場合は28,097千円を加算する。	医療機関の感染者のための個室整備に必要な工事費又は工事請負費	3分の1	—

(注) 1　過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積(基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。)から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。

2　建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

(交付決定の下限)

6　3の事業について、5により施設ごとに算出された額が、5の表の第5欄に定める下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

(交付の条件)

7　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア　建物の設置場所(ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)

イ　建物の規模、構造又は用途(ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければ

ならない。

（３）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

（４）事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

（５）厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（６）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（７）補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア　補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第１号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ　補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（８）国庫補助申請予定額（複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額）が１億円以上の施設整備を行う場合には、原則として５社以上の競争入札を行わなければならない。

（９）補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

（10）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、第６号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

（11）都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（12）都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、（１）から(10)に掲げる条件（この場合において、（１）から（３）、（５）及び（10）中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、（４）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、（10）中「第６号様式」とあるのは「第７号様式」と読み替えるものとする。）を付さなければならない。

（13）（12）により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

（14）間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付のあった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（15）この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（申請手続）

８　この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

（１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２６条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア　補助事業者は、第２号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ　都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（２）（１）以外の場合

補助事業者は、第２号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（変更申請手続）

９　この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、８に定める申請手続に従い、毎年度１月２０日までに行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

10　この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

（１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２６条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、８の（１）のア若しくは９による申請書が到達した日から起算して原則として１月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として２月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（２）（１）以外の場合、厚生労働大臣は、８の（２）若しくは９による申請書が到達した日から起算して原則として２月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（補助金の概算払）

11　厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（遂行状況報告）

12　この補助金の事業遂行状況の報告については、次により行うものとする。

（１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２６条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア　補助事業者は、事業の遂行状況について、都道府県知事から要求があったときは、速やかに第３号様式による状況報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ　都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これをとりまとめのうえ、速やかに厚生労働大臣に提出するものとする。

（２）（１）以外の場合

補助事業者は、事業の遂行状況について、厚生労働大臣から要求があったときは、速やかに第３号様式による状況報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

（実績報告）

13　この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

（１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２６条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア　補助事業者は、第４号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

イ　都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して１月を経過した日（７の(２)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１月を経過した日）又は翌年度４月１０日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、第５号様式による年度終了実績報告書を、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の４月１０日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

（２）（１）以外の場合

補助事業者は、第４号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して１月を経過した日（７の(２)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１月を経過した日）又は翌年度４月１０日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、第５号様式による年度終了実績報告書を、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の４月１０日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

（補助金の返還）

14　厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

15　特別の事情により、５、８、９、12及び13に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表　1平方メートル当たり単価表

（単位：円）

施設の名称	種目等	構造別	単価
へき地診療所	一般地区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	155,600
		ブロック	135,200
		木造	155,600
	離島豪雪地区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	166,600
		ブロック	145,200
		木造	166,600
過疎地域等特定診療所	一般地区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	155,600
		ブロック	135,200
		木造	155,600
	離島豪雪地区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	166,600
		ブロック	145,200
		木造	166,600
研修医のための研修施設		鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	231,700
		ブロック	202,500
		木造	231,700
へき地保健指導所	一般地区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	155,600
		ブロック	135,200
		木造	155,600
	離島豪雪地区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	166,600
		ブロック	145,200
		木造	166,600
臨床研修病院		鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	231,700
		ブロック	202,500
へき地医療拠点病院	病棟	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	207,500
		ブロック	180,900
	診療棟	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	231,700
		ブロック	202,500
	医師住宅	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	155,600
		ブロック	135,200
		木造	155,600
医師臨床研修病院研修医環境整備		鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	231,400
		ブロック	201,400
		木造	231,400
産科医療機関	診療	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	207,500

	部　門	ブロック	180,900
		木造	207,500
	宿　泊 施　設	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	231,400
		ブロック	202,000
		木造	231,400
分娩取扱施設	分娩室、 病室、 入所室等	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	207,500
		ブロック	180,900
		木造	207,500
	宿　泊 施　設	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	231,400
		ブロック	202,000
		木造	231,400
死亡時画像診断 システム等施設整備		鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	231,700

（注）１　上記基準単価は、新築、増築及び改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下まわるときは、当該建築単価を基準単価とする。

２　既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途厚生労働大臣に協議して承認を得た額とする。

３　離島、豪雪地区とは、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項、豪雪地帯対策特別措置法（昭和３７年法律第７３号）第２条第１項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和２９年法律第１８９号）第１条、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）第４条及び沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第３条第３号の規定に基づく指定地域に該当する地域とする。